

**第2期ロジスティクス環境会議
第2回グリーンサプライチェーン推進委員会**

2006年11月10日(金)15:00～17:30
社団法人日本ロジスティクスシステム協会 会議室

次 第

1. 開 会 (15:00)

2. 報 告 (15:00～15:05)

- 1) 研究会、委員会の活動状況について
- 2) 本日の活動内容について

3. 議 事 (15:05～17:00) *分科会による活動

【取引条件分科会】

- 1) 第1期活動成果のレビューと取引条件に係る最近の動向等について
- 2) 取引条件分科会のミッションと活動内容について
- 3) 今後の活動について

【源流管理分科会】

- 1) 源流管理分科会のミッションと活動内容について
- 2) LEMSチェックシート及びその他関連事項について
- 3) 今後の活動について

4. 勉強会 (17:00～17:30)

- 1) 「グリーンサプライチェーン推進への経緯と期待」
(文化ファッション大学大学院 鈴木 邦成 氏)
- 2) 今後の勉強会について

5. 閉 会

【配布資料】

- 資料1 : グリーンサプライチェーン推進委員会 登録メンバー一覧
資料2-1 取: 第1期活動成果のレビューと取引条件についての最近の動向等
資料2-2 取: 商慣行が物流交通へ影響を及ぼす波及効果のフローチャート
資料3-1 取: 取引条件分科会のミッションと活動内容 (案)
資料3-2 取: 取引条件見直しの推進シナリオとマニュアルとの関係について
資料3-3 取: グリーンサプライチェーン推進マニュアルの大項目について (案)
資料4 源: 源流管理分科会のミッションと活動内容 (案)
資料5-1 源: 環境調和型ロジスティクス調査 (LEMS) とLEMSチェックリストについて
資料5-2 源: LEMSチェックリスト
資料6-1 源: LEMSチェックリスト 追加、修正、削除記入シート (案)
資料6-2 源: LEMSチェックリスト 追加、修正、削除記入シート記入例
資料7 : 2006年度活動スケジュール (案)
参考資料1-1 取: 商慣行の改善と物流交通の効率化 (JILS機関誌 2006年新年号より)
参考資料1-2 取: 荷主と物流事業者との取引に関する実態調査報告書 (概要)
参考資料1-3 取: ロジスティクス源流管理マニュアル (Ver. 2) ～モーダルシフト推進チェックシート～
参考資料2-1 源: 企業の環境報告書に関する記載内容実態調査について
参考資料2-2 源: 企業の環境報告書に関する記載内容実態調査結果の概要 (抜粋)
参考資料2-3 源: グリーンロジスティクス 環境経営 対象領域と必要知識・ツール
参考資料2-4 源: 改正省エネ法 荷主判断基準
参考資料2-5 源: 改正省エネ法 輸送事業者判断基準
参考資料3 : 第1回グリーンサプライチェーン推進委員会 議事録

以 上

【グリーンサプライチェーン推進委員会】
登録メンバー一覧

資料1
2006.11.10

(敬称略・順不同)

		会社名	名前	役職
1	委員長	(株)日通総合研究所	山本 明弘	物流技術環境部 環境グループ 担当部長
2	副委員長	流通経済大学	矢野 裕児	流通情報学部 教授
3	〃	味の素(株)	恒吉 正浩	食品カンパニー 物流企画部 企画グループ長
4	〃	リコーロジスティクス(株)	菅田 勝	経営管理本部 副本部長
5	委員	愛知陸運(株)	金田 充夫	安全・CS・環境本部 環境グループ グループ長
6	〃	青山学院大学	竹田 賢	経営学部 助教授
7	〃	(株)イトーヨーカ堂	栗田 典彦	物流業務改善プロジェクト サブリーダー
8	〃	(株)エプソンロジスティクス	藤森 孝良	環境技術グループ 課長
9	〃	遠州トラック(株)	小澤 宙通	営業部 部長
10	〃	オリンパス(株)	藤井 幸則	環境推進部 環境プロセスグループ 課長代理
11	〃	オリンパスロジテックス(株)	伊藤 和人	物流革新グループ
12	〃	鹿島建設(株)	中澤 喜久雄	エンジニアリング本部 本部次長
13	〃	鴻池運輸(株)	狩谷 順二	国内業務第1部 担当重役付部長
14	〃	国分(株)	江原 文雄	物流統括部 課長
15	〃	(株)サンロジスティクス	佐藤 賢司	営業部 次長
16	〃	(株)J-オイルミルズ	武田 政之	ロジスティクス部 部長
17	〃	四国名鉄運輸(株)	行本 英人	営業本部 課長
18	〃	センコー(株)	瓜本 純夫	東日本営業本部 部長
19	〃	専修大学	岩尾 詠一郎	商学部 講師
20	〃	(株)ダイフク	川上 裕臣	マーケティンググループ 課長
21	〃	大和物流(株)	水頭 宏	経営企画室 室長
22	〃	東芝物流(株)	堀口 英雄	品質・環境管理部 参与
23	〃	東芝物流コンサルティング(株)	上杉 治	社長附
24	〃	有限責任中間法人日本OE協会	稲永 弘	理事
25	〃	日本通運(株)	渡辺 潤	営業企画部 専任部長
26	〃	(株)日本航空インターナショナル	加藤 潤	貨物事業担当役員付 参事
27	〃	(株)野村総合研究所	森川 健	事業革新コンサルティング部事業革新コンサルティング室 上級コンサルタント
28	〃	富士通(株)	山田 勝久	川崎工場 物流本部 物流企画部 プロジェクト部長
29	〃	プラネット物流(株)	戸嶋 策宣	営業部 担当部長
30	〃	文化ファッション大学院大学	鈴木 邦成	ファッションビジネス研究科 助教授
31	〃	三井物産(株)	伊藤 茂樹	ロジスティクスマネジメント部 物流統括室室長代理
32	〃	(株)三菱総合研究所	奥村 重史	地球環境研究本部 資源循環研究グループ
33	〃	(株)ヤマタネ	黒坂 真一	情報本部 主席研究員

グリーンサプライチェーン推進委員会 分科会登録表

(敬称略・順不同)

			会社名	名前	役職
1	取引条件	幹事	(株)日通総合研究所	山本 明弘	物流技術環境部 環境グループ 担当部長
2	取引条件	幹事	味の素(株)	恒吉 正浩	食品カンパニー 物流企画部 企画グループ長
3	取引条件	メンバー	愛知陸運(株)	金田 充夫	安全・CS・環境本部 環境グループ グループ長
4	取引条件	〃	(株)イトーヨーカ堂	栗田 典彦	物流業務改善プロジェクト サブリーダー
5	取引条件	〃	オリンパスロジテックス(株)	伊藤 和人	物流革新グループ
6	取引条件	〃	鹿島建設(株)	中澤 喜久雄	エンジニアリング本部 本部次長
7	取引条件	〃	国分(株)	江原 文雄	物流統括部 課長
8	取引条件	〃	(株)サンロジスティックス	佐藤 賢司	営業部 次長
9	取引条件	〃	(株)J-オイルミルズ	武田 政之	ロジスティクス部 部長
10	取引条件	〃	四国名鉄運輸(株)	行本 英人	営業本部 課長
11	取引条件	〃	専修大学	岩尾 詠一郎	商学部 講師
12	取引条件	〃	(株)ダイフク	川上 裕臣	マーケティンググループ 課長
13	取引条件	〃	東芝物流コンサルティング(株)	上杉 治	社長附
14	取引条件	〃	(株)日本航空インターナショナル	加藤 潤	貨物事業担当役員付 参事
15	取引条件	〃	(株)三菱総合研究所	奥村 重史	地球環境研究本部 資源循環研究グループ
16	源流管理	幹事	流通経済大学	矢野 裕児	流通情報学部 教授
17	源流管理	幹事	リコーロジスティクス(株)	菅田 勝	経営管理本部 副本部長
18	源流管理	メンバー	(株)エプソンロジスティクス	藤森 孝良	環境技術グループ 課長
19	源流管理	〃	鴻池運輸(株)	狩谷 順二	国内業務第1部 担当重役付部長
20	源流管理	〃	大和物流(株)	水頭 宏	経営企画室 室長
21	源流管理	〃	東芝物流(株)	堀口 英雄	品質・環境管理部 参与
22	源流管理	〃	日本通運(株)	渡辺 潤	営業企画部 専任部長
23	源流管理	〃	プラネット物流(株)	戸嶋 策宣	営業部 担当部長
24	源流管理	〃	文化ファッション大学院大学	鈴木 邦成	ファッションビジネス研究科 助教授
25	源流管理	〃	三井物産(株)	伊藤 茂樹	ロジスティクスマネジメント部 物流統括室室長代理
26	源流管理	〃	(株)ヤマタネ	黒坂 真一	情報本部 主席研究員
27	源流管理	〃	(株)三菱総合研究所	森部 昌一	地球環境研究本部 資源循環研究グループ
28	0	〃	青山学院大学	竹田 賢	経営学部 助教授
29	0	〃	遠州トラック(株)	小澤 宙通	営業部 部長
30	0	〃	オリンパス(株)	藤井 幸則	環境推進部 環境プロセスグループ 課長代理
31	0	〃	センコー(株)	瓜本 純夫	東日本営業本部 部長
32	0	〃	有限責任中間法人日本OE協会	稲永 弘	理事
33	0	〃	(株)野村総合研究所	森川 健	事業革新コンサルティング部事業革新コンサルティング室 上級コンサルタント
34	0	〃	富士通(株)	山田 勝久	川崎工場 物流本部 物流企画部 プロジェクト部長

グリーンサプライチェーン推進委員会 取引条件分科会 －第1期活動成果のレビューと取引条件に 係る最近の動向等－

社団法人日本ロジスティクスシステム協会
ロジスティクス環境推進センター

目次

1. 取引条件に係る第1期活動成果のレビュー
 - 1) 省資源ロジスティクス推進委員会による調査(2005年度)
 2. 取引条件に係る他調査のレビュー
 - 1) 商慣行の改善と物流効率化に関する調査(2003年度～)
 3. 最近の動向
 - 1) 下請法と物流特殊指定
 - 2) 荷主と物流事業者の取引に関する実態調査
 - 3) 大規模小売業告示
 - 4) 改正省エネ法
 - 5) 運輸安全マネジメント
 - 6) 道路交通法の一部改正による駐車禁止取締り
 - 7) 日本版SOX法
- <補足>
JILS会員アンケート結果より

1. 取引条件に係る第1期活動成果のレビュー

3

1) 省資源ロジスティクス推進委員会による調査 取引条件見直しによる物流の環境負荷低減効果

～ロジスティクスの省資源・省エネルギー化を
実現するためのシナリオの提案～

- 目的
- 物流実態と取引条件に関するアンケート調査
- 委員会メンバーの課題認識
- 物流実態と取引条件に関するヒアリング調査
- 取引条件見直しによる効果
- 取引条件見直しの推進シナリオ

4

取引条件見直しによる物流の環境負荷低減効果

◆目的

▶サプライチェーンを構成する荷主企業(発荷主・着荷主)と物流企業等が一体となって阻害要因を解消して、ロジスティクスの省資源・省エネルギー化を実現するための方向性を示したシナリオを作成することを目的に調査を実施。

●取引条件の見直しによる環境負荷の低減効果の評価を加えながら、取引条件見直しの推進シナリオを提案。

1. 既存文献による取引条件見直しその効果
 ・既存文献で指摘されている課題等
 ・取引条件の改善による効果

2. 委員会メンバーの物流実態と取引条件
 ・アンケート調査結果の概要
 ・調査結果(アンケート調査)

3. 加工食品及びパソコン・家電製品の物流実態と取引条件
 ・物流における取引条件の問題点、課題の概要
 ・取引条件等の実態把握、整理(ヒアリング調査結果)

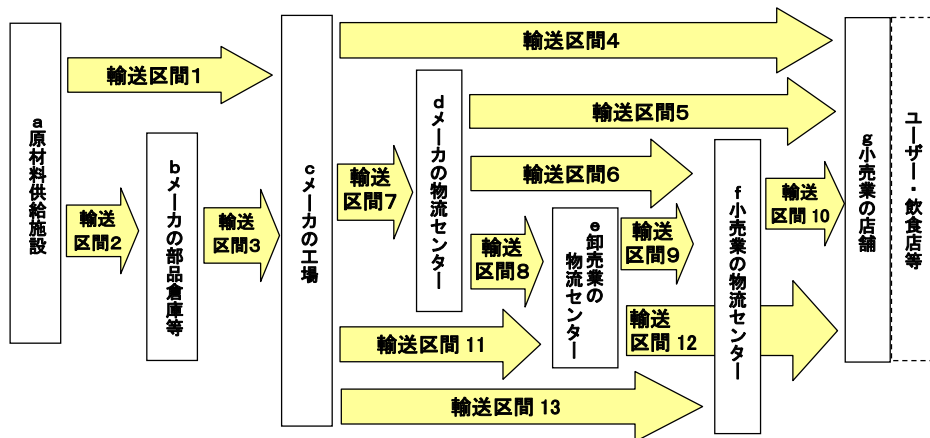
4. 環境負荷低減のための取引条件見直しのシナリオの検討
 ・取引条件見直し案の検討
 ・取引条件見直しによる効果推計
 ・取引条件見直しの推進シナリオ

5

◆物流実態と取引条件に関するアンケート調査

▶省資源ロジスティクス推進委員会のメンバーを対象に、特定の商品に着目した物流上の取引条件に関する詳細な調査に協力を得られる企業を探るためにアンケート調査を実施。

■調査対象とするサプライチェーン



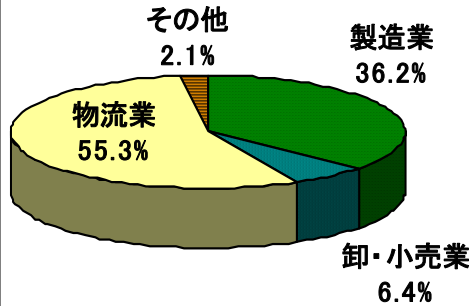
6

■調査項目

- ①荷主企業(製造業、卸売・小売業、その他)
 - 物流改善したい商品(製品)とその輸送区間、入出荷施設
 - 入出荷施設の待機時間
 - 取引条件の見直し等の改善事例
- ②物流企業
 - 物流改善したい輸送区間と取引条件
 - 着荷主における待機時間
 - 取引条件の見直し等の改善事例

■委員会参加メンバー構成

(自治体・大学・調査研究機関を除いた47企業が調査対象)



回答企業: 製造業、卸・小売業 8社
: 物流業 16社

◆委員会参加メンバーの課題認識

■荷主企業(主に発荷主)、物流業者の物流改善したい(問題となっている)輸送区間は、荷主企業、物流業者共に直接業務に携わっている「**メーカーの物流センターから小売業の店舗等(輸送区間5)まで**」と「**メーカーの物流センターから小売業の物流センター(輸送区間6)**」が多い。

■荷主企業、物流業者の改善したい(問題となっている)取引条件は、「**時間指定納品**」、「**短納期、リードタイムの短縮**」、「**多頻度小口配送**」。

「時間指定納品」を改善することは、渋滞等の改善効果が高い(既往調査による)

優先的に見直しに取り組むことが必要

- ◇荷主企業は、荷受施設でのトラックの荷卸し、荷積みするまでの待機時間を把握していないことが多く、関心が薄い。
- ◇荷卸しするまでの最長待機時間が「**6時間**」を超えるケースが**14%**。
- ◇物流施設周辺環境に悪影響を及ぼすおそれがあるので、トラックの待機時間を極力短縮。

●取引条件を見直すには、発荷主から着荷主までの輸送関係者と協力、調整することが重要。

◆物流実態と取引条件に関するヒアリング調査

■対象品目

- 加工食品：業務用調味料(1kg入りの段ボール箱)
- パソコン・家電製品：パソコン(ノートタイプ、デスクトップタイプの混合)
総合家電製品(商品の特定が難しいので、全体的な流れを把握)

■対象とするサプライチェーン

- 対象品目の製造段階の調達物流から販売段階における販売物流までのサプライチェーン上の物流プロセスを対象

■調査項目

調達、販売の各物流プロセスごとに調査対象品目の物流上の取引条件等を調査する。

- 物流データ
 - ・トラック配送エリア、配送件数、1日当り運行距離、積載率 など
- 取引条件
 - ・ロット、リードタイム、物流コスト、積載率、文書化のレベル など
- コスト削減、環境負荷低減効果が期待できる取引条件の見直し
- 取引条件見直しの取組み例

9

◆調査対象事業者の課題と対策案

- ◇1ピースからの受注による配送効率低下(加工食品/販売物流)
- ◇1件当りの配送量が少なく配送トラック積載率低下(加工食品/販売物流)
- ◇保管スペースが狭いことから過度な多頻度小口配送(加工食品/販売物流)
- ◇1ケースからの発注単位による配送効率低下(加工食品/販売物流)

- ◇量販店における荷卸時間の長時間拘束(家電製品/販売物流)
- ◇納品に伴う附帯作業サービスによるコスト増(家電製品/販売物流)
- ◇小ロット多頻度配送(家電製品/販売物流)

- ◇荷受けの待ち時間の長期化(パソコン/販売物流)
- ◇量販店からの過度な時間指定納品による輸送効率低下(パソコン/販売物流)
- ◇納入車両による工場周辺環境の悪化、荷受け作業の効率低下(パソコン/調達物流)

- 過度な多頻度小口配送を改善するための手法として、営業部門と物流部門が共通の情報交換の場を設けて、発注単位の大ロット化や配送頻度の見直しなどの配送条件と販売価格の値引きとセットで配送先に提示できる社内体制を組織化することが重要。
- 社内体制は、調達から配送までの物流プロセス全体に関係しているメンバーによる物流会議等の横断的な組織を設けることが必要。
- 物流改善するには、「どこで、どんなことを行っているのか」を定量的に捉えて、改善に繋がるような指標が必要。
- 配送条件と販売価格の値引きとセットにした条件を提示するには、正確な物流コストを把握することが必要。
- 着荷主として、調達物流の取引条件の見直し点の把握が必要。

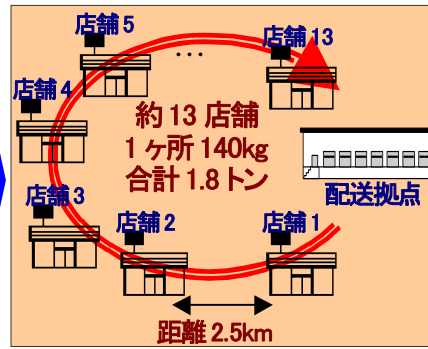
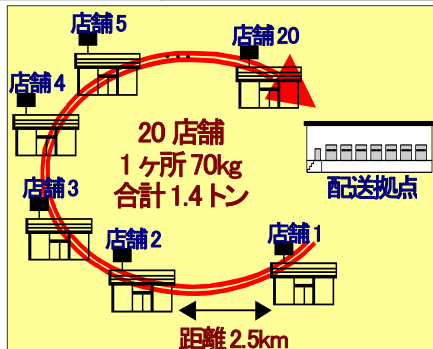
◆取引条件見直しによる効果

多頻度小口配送の見直し(Y社を例として)

■店舗(専門店)への配送は、ほぼ毎日1日1200台のトラックで、1台・1日当たり20~30ヶ所を実施。この毎日配送を、隔日に見直した場合の燃料消費量等の変化を推計。

毎日配送 走行トンキロ:3000万トンキロ
CO2排出量:16,500トン

隔日配送 走行トンキロ:1929万トンキロ
CO2排出量:8,293トン



- 年間8,207トン-CO2のCO2排出量削減(削減率49.7%)
- 年間2,048百万円(削減率22.2%)の輸送コスト削減
(店舗に在庫の保管スペースが必要となるため、この分によるコスト増のデメリットが想定されるが本推計には含まない。)

リードタイムの短期化による環境負荷の増加(C社を例として)

■現在のリードタイムを短縮し、発注から8時間以内の納品の要請に対応した場合の環境負荷(エネルギー使用量、CO2発生量等)の増加を推計。

見直し前

東京、大阪の
2拠点体制

- ◇工場2ヶ所(東北及び中国地方)
- ◇東京と大阪にDCを設置し、そこから配送。
- ◇その他の地域は混載便による配送。

見直し後

発注から8時間以内の納品
に対応するために北海道、
九州に新規の拠点を設置

- 新規の施設には、その施設を維持するためのエネルギーが必要となるため、このエネルギー使用量の増加分を算出。

- リードタイムの短縮により、
年間46.3トン-CO2のCO2排出量が増加
(=年間輸送量7,400トン×新拠点経由率16%×保管に必要な消費エネルギー原単位
175.8kg-CO2/年・m²÷倉庫面積に対する年間保管量4.5トン/m²・年)

納入車両の集中による待機時間の改善(アイドリング時間を例として)

■全国で使用されているすべてのトラックの待機時間が10分削減されると仮定した場合のCO2排出削減量を試算。

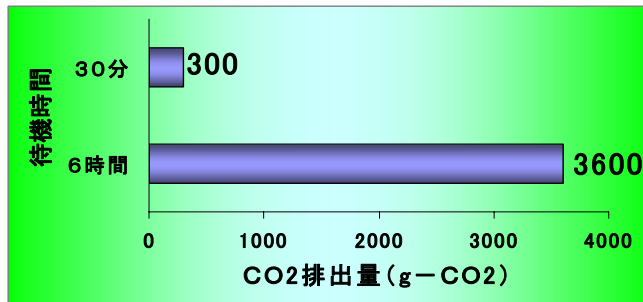
見直し後

すべての車両の待機時間が10分間削減したことにより、アイドリング時間が10分間削減。

▶1日当たりCO2排出削減量 247トン-CO2/日
(貨物用普通車計(営業用+自家用)、10分間で100gのCO2が排出されると仮定)

待機時間30分と6時間のCO2排出量の比較

■入出荷施設におけるトラックの待機時間が30分の場合と最長待機時間として報告されている6時間の場合のCO2排出量の比較



取引条件見直しの推進シナリオ

企業の意向や環境改善効果の面から、優先的に見直しに取り組むべき取引条件

- ◆多頻度小口配送
- ◆時間指定納品
- ◆リードタイム

気づき: 環境負荷低減、物流コスト削減に有効な取引条件見直しに関する気づき

取引条件改善による輸送コストや道路交通に与える影響に係る認識を関係者で共有

可視化: サービスレベルが物流コスト、環境負荷に与える影響を把握/環境負荷低減/物流コスト削減のための見直し例の利用



方策: 社内外における物流会議等の横断的な組織の設置/物流費用の分離化への取組み/ボリュームディスカウントの輸送単位との整合化/物流に関わる標準的契約書の普及

サポート体制

- ⇒企業間で問題となっている取引条件を可視化するためのツール、標準化
- サービスレベルが物流コスト、環境負荷に与える影響を把握できる推計方法の開発
- 取引条件見直し例、標準的契約書、取組み手法を解説したマニュアル等の情報提供
- 環境にやさしい着荷主企業リストの作成、公表、商慣行改善部門賞等の創設

実施機関: 行政、関係団体等

商慣行の改善効果

- ①ピーク集中 ・走行キロ = Δ 322百万km ※3月単月
【改善効果指標】 = 9.64%
- ②返品 ・走行キロ = Δ 280百万km
【改善効果指標】 = 5.49%
- ③小口配送 ・走行キロ = Δ 7,065百万km
【改善効果指標】 = 22.8%
- ④時間指定納品 ・走行キロ = Δ 3,686百万km
※年間への換算後。ただし、6-8時間帯への削減量。
【改善効果指標】 = 11.8%
- ⑤リードタイム ・走行キロ = Δ 2,212百万km
※年間への換算後
【改善効果指標】 = 9.69%

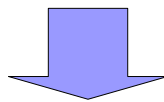
参考: 効果金額

・ピーク集中 1,225(10億円)	・返品 270(10億円)
・小口配送 5,292(10億円)	・時間指定納品726(10億円)
・リードタイム 792(10億円)	

17

対象とする商慣行の絞り込み

- ・「店着価格制(運賃込み価格)」が物流効率化に向けた改善意識を低下させ、様々な問題を生じている。
- ・商慣行の改善によって得られる効果は、物流交通量、物流コストの両面で、「多頻度小口配送(小ロット)」によるものがもっとも大きい。



①店着価格制(運賃込み価格)

原因

②多頻度・小口配送(小ロット化)

現象面

の2点を重点的に取り組む

(詳細は、参考資料1-1(JILS機関誌掲載記事)参照)

18

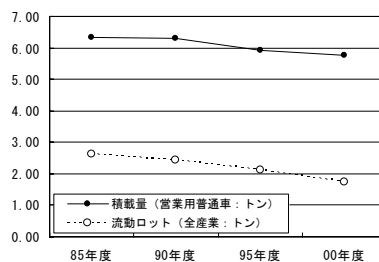
店着価格制(運賃込み価格)

- ・一般に、我が国のBtoB取引においては、商品価格に着荷主までの運賃が含まれている場合が多い。
(商品価格＝工場での引渡価格＋運賃)
- ・そのため、着荷主には物流サービスレベルの合理化のインセンティブが働きにくい

19

多頻度・小口配送(小ロット化)

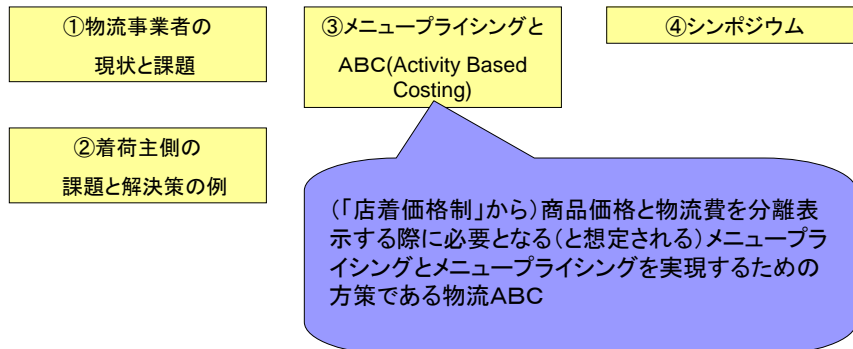
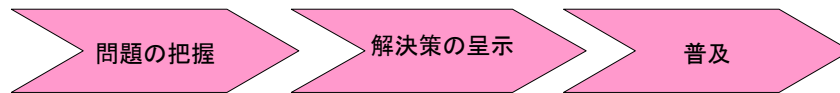
図表3-3-3 流動ロットと積載量の比較(03年度報告書)



- ・流動ロットは、85年の2.63から00年の1.73へと急速に低下
- ・それに伴い、トラックの積載量も低下

20

2006年度商慣行調査の流れ



21

2 荷主と物流事業者との取引条件に関わる最近の動向等

22

1)改正下請法と物流特殊指定

改正下請法

・「下請代金支払遅延等防止法」(下請法)は、従来、物品の製造委託と修理委託を規制の対象としていたが、2003年に大改正が行われ、ソフトウェア等の情報成果物の作成委託、運送やビルメンテナンス等の役務の提供委託が規制の対象に加わった。

→トラック業界も下請法が適用されることとなった。

・同時に、公正取引委員会により物流業に対し独禁法の特殊指定(「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の不正な取引方法」)の告示が行われた(次項)

23

改正下請法の規定

【取引の際の遵守事項】

・給付内容・給付受領場所・支払代金額・支払期日等の具体的な事項を全て記載した書面の交付義務 など

【親事業者の禁止事項】

- ・買ったたきの禁止
- ・受領拒否の禁止
- ・返品禁止
- ・下請代金減額の禁止 など

24

独占禁止法の物流特殊指定

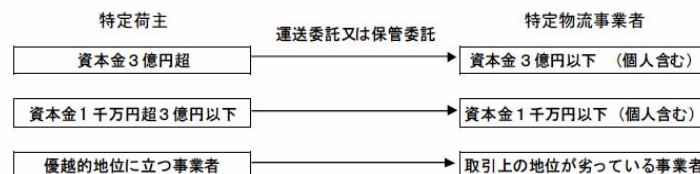
- ・独占禁止法の物流特殊指定とは公正取引委員会が特定の事業分野における不公正な取引方法を具体的に指定して規制する制度。
- ・公正取引委員会では、2004年3月「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」(物流特殊指定)の指定を行い、荷主による優越的地位の乱用を効果的に規制することとしている。

25

物流特殊指定の概要図(1)

物流特殊指定の概要図

1 対象となる取引



※ 物流子会社(親会社の議決権が過半数)を通じて運送委託又は保管委託する場合には、物流子会社が特定荷主とみなされる(この場合の資本金額は、親会社の資本金額で判断される。)

出所:公正取引委員会事務局「荷主と物流事業者の取引に関する実態調査報告書」

26

物流特殊指定の概要図(2)

2 禁止行為類型

支払遅延 ≧→ 特定物流事業者に責任がないのに、あらかじめ定められた支払期日までに代金を支払わないこと	減額 ≧→ 特定物流事業者に責任がないのに、あらかじめ定められた代金を減額すること
買ったたき ≧→ 同種・類似の内容の運送又は保管の一般的な対価に比べ、著しく低い代金の額を一方的に定めること	購入・利用強制 ≧→ 正当な理由がないのに、指定する物品又は役務を強制して購入・利用させること
割引困難な手形の交付 ≧→ 代金を手形で支払う際に、一般の金融機関で割引を受けることが困難な手形を交付すること	不当な経済上の利益の提供要請 ≧→ 自己のために、金銭、役務その他の経済上の利益を不当に提供させること
不当な給付内容の変更及びやり直し ≧→ 特定物流事業者に責任がないのに、費用を負担せずに、発注の取消しや内容変更、やり直しをさせること	要求拒否に対する報復措置 ≧→ 禁止行為の要求を拒否した特定物流事業者に対して、取引の量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること
情報提供に対する報復措置 ≧→ 禁止行為を公正取引委員会に通報した特定物流事業者に対して、取引の量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること	

出所：公正取引委員会事務局「荷主と物流事業者の取引に関する実態調査報告書」

27

2) 荷主と物流事業者との取引に関する実態調査

- ・公正取引委員会が2005年に実施、2006年3月に結果公表
- ・調査の目的(調査報告書より抜粋)
 今後の物流特殊指定の運用に役立てるために、指定後の荷主と物流事業者との取引の実態を把握し、併せて問題が認められる場合には、関係事業者等に対し所要の改善措置を採るよう求める必要があると考え…

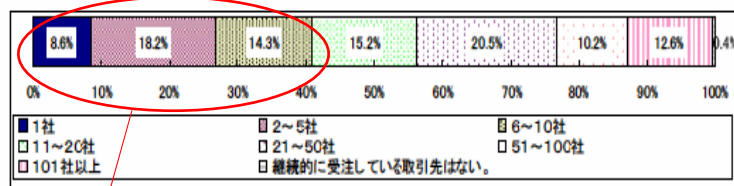
28

荷主と物流事業者との取引の実態(1)

図 物流事業者が継続的に取引している事業者(※)の数

※荷主または他の物流事業者等

図10 取引先事業者数



有効回答数：1204

- 40%が10社以内
- 25%が5社以内

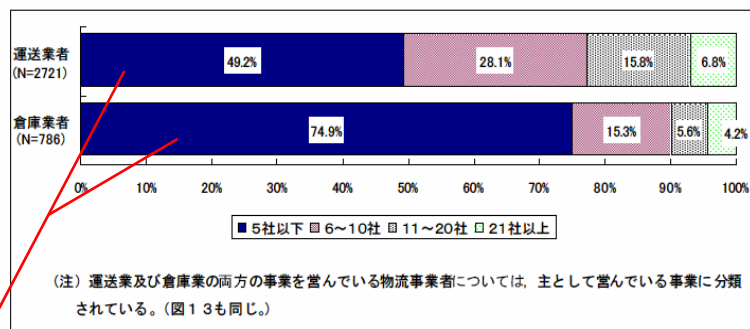
出所：公正取引委員会事務総局「荷主と物流事業者の取引に関する実態調査報告書」

29

荷主と物流事業者との取引の実態(2)

図 荷主が継続的に取引している物流事業者(運送業者、倉庫業者別)の数

図12 取引先物流事業者数(全体)



- 運送業者5社以内が49.2%、倉庫業者5社以内が74.9%

出所：公正取引委員会事務総局「荷主と物流事業者の取引に関する実態調査報告書」

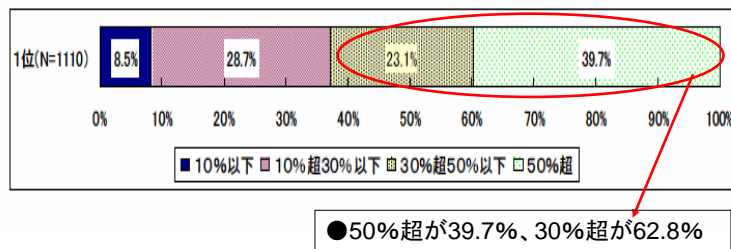
30

荷主と物流事業者との取引の実態(3)

図 物流事業者の、取引高第1位の事業者(※)に対する取引依存度

※荷主または他の物流事業者等

図17 取引高第1位の事業者に対する取引依存度



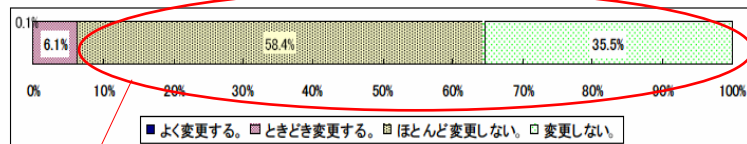
出所: 公正取引委員会事務総局「荷主と物流事業者の取引に関する実態調査報告書」

31

荷主と物流事業者との取引の実態(4)

図 荷主の、継続して取引している物流事業者の変更の有無

図20 物流事業者の変更の有無



有効回答数: 2786

●ほとんど変更しない、変更しないが、93.9%

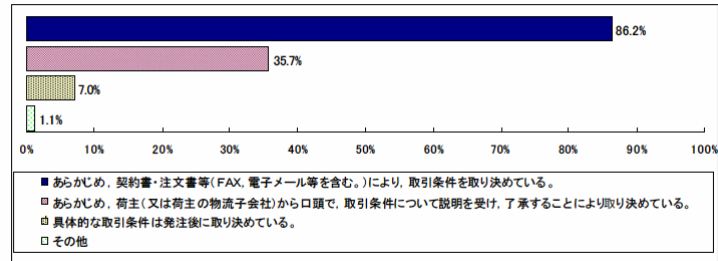
出所: 公正取引委員会事務総局「荷主と物流事業者の取引に関する実態調査報告書」

32

荷主と物流事業者との取引の実態(5)

図 物流事業者が荷主との取引条件を取り決める際の方法

図28 取引条件の取決め方法



有効回答数：1060 (複数回答あり)

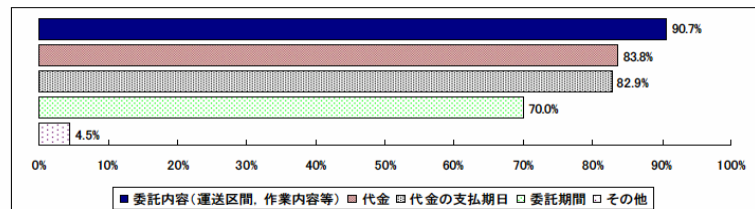
出所：公正取引委員会事務総局「荷主と物流事業者の取引に関する実態調査報告書」

33

荷主と物流事業者との取引の実態(6)

図 あらかじめ書面で明らかになっている取引条件の内容

図29 あらかじめ書面で明らかになっている取引条件の内容



有効回答数：894 (複数回答あり)

出所：公正取引委員会事務総局「荷主と物流事業者の取引に関する実態調査報告書」

34

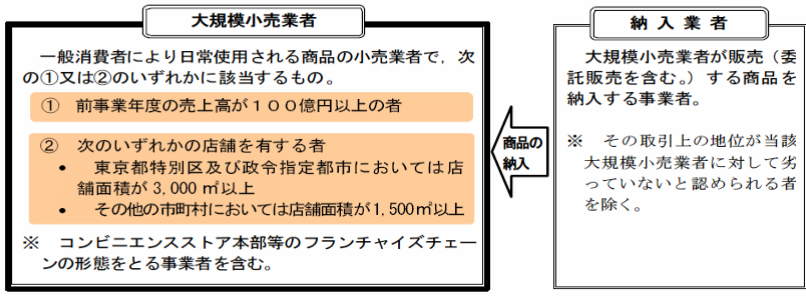
3) 大規模小売業告示

・正式名称「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不正な取引方法」(平成17年5月13日告示第11号)⇒2005年11月1日施行

・大規模小売業者の納入業者に対する優越的地位の濫用行為を規制する基本ルール

1 大規模小売業告示の概要

【規制の対象となる大規模小売業者の取引】



出所:公正取引委員会事務総局「大規模小売業告示の概要とポイント」

35

禁止される大規模小売業の行為

- 第1項 不当な返品
- 第2項 不当な値引き
- 第3項 不当な委託販売取引
- 第4項 特定商品の買いたたき
- 第5項 特別注文品の受領拒否
- 第6項 押し付け販売等
- 第7項 納入業者の従業員等の不当使用等
- 第8項 不当な経済上の利益の收受等
- 第9項 要求拒否の場合の不利益な取り扱い
- 第10項 公正取引委員会への報告に対する不利益な取扱い

② 納入業者が得る利益等を勘案して合理的であると認められる範囲を超えて金銭、役務その他の経済上の利益を優先させることを禁止

出所:公正取引委員会事務総局「大規模小売業告示の概要とポイント」

36

不当な経済上の利益の収受等

②は、例えば、納入業者の商品の販売促進に一定程度つながるような協賛金や多頻度小口配送（配送の小口化とそれに伴う配送回数の増加）、納入業者のコスト削減に寄与するような物流センターの使用料等であっても、納入業者の得る利益等を勘案して合理的であると認められる範囲を超えていれば該当。

②の「合理的であると認められる」かどうかは、納入業者の得る利益のほか、大規模小売業者が金銭等を提供させる目的、金銭等の内容（協賛金であればその額）及びその算出根拠、納入業者との協議の状況等を勘案して判断。

出所：公正取引委員会事務総局「大規模小売業告示の概要とポイント」

37

不当な経済上の利益等の事例

【不当な経済上の利益の収受等の事例】

- 大規模小売業者の決算対策のために協賛金を要請し、納入業者にこれを負担させること。
- 店舗の新規オープンに際し、当該店舗の粗利益を確保するため、事前に協賛金の負担額、算出根拠、目的等について明確にすることなく、一定期間にわたり、納入業者の当該店舗に対する納入金額の一定割合に相当する額を協賛金として負担させること。
- 一定期間に一定の販売量を達成した場合に大規模小売業者にリポートを供与することをあらかじめ定めていた場合において、当該販売量を達成しないのに当該リポートを要請し、納入業者にこれを負担させること。
- 店舗の新規オープン時のセールにおける広告について、実際に要する費用を超える額の協賛金を要請し、納入業者にこれを負担させること。
- 物流センター等の流通業務用の施設の使用料について、その額や算出根拠等について納入業者と十分協議することなく一方的に負担を要請し、当該施設の運営コストについて納入業者の当該施設の利用量等に応じた合理的な負担分を超える額を負担させること。
- 納入業者が納期までに納品できなかった場合に当該納入業者に対して課すペナルティについて、その額や算出根拠等について納入業者と十分協議することなく一方的に定め、納品されて販売していれば得られた利益相当額を超える額を負担させること。
- 配送条件を変更すること（例えば、従来に比べ配送を小口化し、配送回数を増加させること）により、納入業者の費用が大幅に増加するにもかかわらず、納入業者と十分協議することなく一方的に配送条件の変更を要請し、配送条件の変更に伴う費用増加を加味することなく、従来と同様の取引条件で配送させること。

出所：公正取引委員会事務総局「大規模小売業告示の概要とポイント」

38

4) 改正省エネ法



(発荷主)

(輸送事業者)

(着荷主)*

(*引取物流で所有権
有場合等)

- 省エネ活動実施(規模問わず)
- 荷主判断基準において、輸送事業者、着荷主と連携による、商取引の適正化等の記載有
- 算定⇒報告書、計画書提出(一定規模以上)

39

5) 運輸安全マネジメント

・2006年10月から、運輸安全マネジメントの導入に伴う自動車運送事業関係法(道路運送法及び貨物自動車運送事業法)の一部を改正する法律が施行

<全ての事業者>

安全情報の公表及び従業員に対する指導監督指針の設定・周知

・輸送の安全に関わる基本的方針や目標等(事故件数等)の輸送安全情報の公開の義務づけ(会社のホームページや営業所など利用者の出入りのある施設等での公開)

・輸送の安全に関する記録の保存義務

・従業員に対する指導監督指針の設定・周知も義務づけ

40

<保有車両数300両以上の貨物自動車運送事業者>

保有車両数300両以上の貨物自動車運送事業者については、2006年末までに、「安全管理規程」の作成及び届出、「安全統括管理者」の選任及び届出が義務づけ

『安全管理規程』

- ・輸送の安全を確保するための事業の運営方針
- ・輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
- ・輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法
- ・安全統括管理者の選任及び解任に関する事項

『安全統括管理者』

安全統括管理者は、関係法令遵守と輸送安全確保を全社員に周知徹底させ、実施管理体制の確立・維持、安全計画の実行、報告連絡や運行管理者、整備管理者の統括管理責任を担う。

国土交通省による評価監査も2007年1月から予定。また、違反者への行政処分が規定

41

6) 道路交通法の一部改正による駐車禁止取締り

- ・2006年6月より実施

(主な内容)

- ・短時間での放置駐車を取り締まり
- ・取り締まり業務の民間委託
- ・運転手が反則金を納付しない場合、車両の所有者などを対象とした放置違反金納付
- 納付期限を過ぎても納付しないときは、督促を経て差押により強制徴収、納付・徴収されなければ車検拒否
- ・一定期間に一定回数以上の放置違反金の納付命令を受けた車両使用者は車両の使用制限(運転禁止命令)

42

7) 日本版SOX法

SOX法とは・・・

アメリカにおいて、2001年のエンロン事件(経営陣の指示による粉飾決算→結果として倒産)等、多発した不正な財務報告が社会問題化したことを受けて、会計、監査、ガバナンスに関連する諸改革案を包括的に盛り込んだ法律。2002年7月に制定。

43

SOX法第404条 経営者による内部統制評価

「経営者に年次報告書の開示が適正である旨の宣誓を義務付けるとともに、財務報告に係る内部統制の有効性を評価した内部統制報告書の作成を経営者に義務付け、さらにこれについては公認会計士による検証を受けること」とされている。

⇒有効性評価にあたっての事務コスト、とりわけ事務プロセスの文書化が多大

44

日本版SOX法(⇒以下の①②③で構成されると言われる)

① 金融商品取引法(の一部の条文として)

- ・有価証券報告書を提出しなければならない企業のうち政令で～(中略)、事業年度ごとに、内部統制報告書を有価証券報告書と合わせて提出しなければならない。
- ・上記の規定に基づき提出する内部統制報告書には、その者と特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなければならない。

・実施日:公布の日(2006年6月14日)から起算して1年を超えない範囲において、政令で定める日(2008年4月1日以降に開始する事業年度(決算期ベースで2009年3月期)?)ではないかと見られている。

45

日本版SOX法

② 財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準案(2005年12月8日公表)

- I. 内部統制の枠組み
- II. 財務報告に係る内部統制の評価及び報告
- III. 財務報告に係る内部統制の監査
 - ・連結ベース(子会社も)
 - ・財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮し、内部統制の評価の範囲の決定をする。
(全部のプロセスではない。)

財務諸表監査と同じ監査人が内部統制監査を行う。
⇒詳細な記載はない。

46

日本版SOX法

③ 実施基準

財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準案(2005年12月8日公表)を踏まえて、実施指針(ガイドライン)にあたる実施基準を策定中。(日本版SOX法において、企業が何をすべきか具体的に記載される予定)

11月20日の金融庁 企業会計審議会 第15回内部統制部会審議が行われた後、草案が公開予定と言われている。

47

<補足> ~JILS会員アンケート結果より~
(2006年8月にJILS会員連絡窓口を対象に実施)

●コンプライアンスについて

設問6-3.「日本版SOX法」について(n:330)

・「言葉は聞いたことがあるが、内容はよく分からない」43.6%、「言葉も知らない」14.5%、「概要も含めて知っている」32.7%、
となり、約6割が内容を把握していない。

48

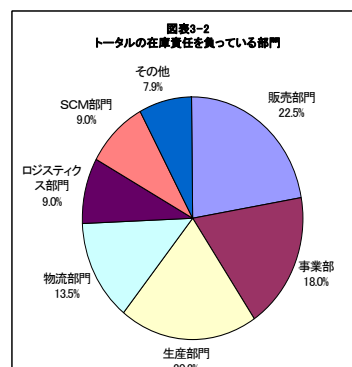
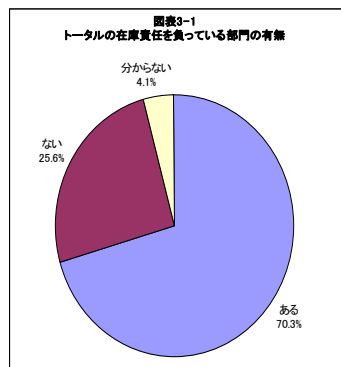
●在庫管理について(3-1~3-4は荷主のみ)

設問3-1.トータル在庫責任を負っている部門の有無について(n:121)

・「ある」70.3%と高く、続いて、「ない」25.6%、「分からない」4.1%となった。

設問3-2. (3-1で「ある」と回答した企業について)トータル在庫責任の部門について(n:89)

・「販売部門」が比較的高く22.5%、以下、「生産部門」20.2%、「事業部」18.0%となった。「物流部門」は13.5%、「ロジスティクス部門」「SCM部門」は共に9.0%となった。



49

3-3.(3-2の部門が)需給調整の責任を負っているかどうか(n:83)

・「はい」73.5%、「いいえ」18.1%

需給調整の責任も負っている企業が7割を超えている。

逆に言うと、2割弱の荷主では、需給調整の責任がないまま、在庫責任のみ負っていることが言える。

50

設問3-4.トータル在庫削減のために実施している施策で優先度の高いものについて(上位3つを選択)(1位:5点、2位:3点、3位:1点を加点、合計737点)

順位	施策名	ポイント
1	需要予測の精度向上	183(24.8%)
2	生産リードタイムの短縮	119(16.1%)
3	販売計画遵守(*2)	100(13.6%)
4	自社関連部門との調整、情報交換等(*2)	79(10.7%)
5	生産計画遵守	51(6.9%)
6	情報伝達のスピード向上	46(6.2%)
7	自社外関連企業との調整、情報交換等	36(4.9%)
8	平準化	32(4.3%)
9	生産発注数量の絞込み	30(4.1%)
10	輸配送リードタイムの短縮(*1)	28(3.8%)
11	輸配送計画の遵守(*1)	19(2.6%)
12	その他 *BTO、死蔵在庫の処分	14(1.9%)

*1 主として、物流部門に関係する施策であるが、トータル在庫削減という観点からは、他と比べると優先度が低い(すでに実施済(実施して当然?)のため?)

*2 取引条件見直しを発荷主として実施する際に、まずは自社内調整(特に物流から営業部門への調整)が発生すると想定されるが、営業部門の評価基準(計画値)が「売上高」のみとなると、物流効率化によるコスト及び環境負荷低減への理解は容易ではないことも想定される

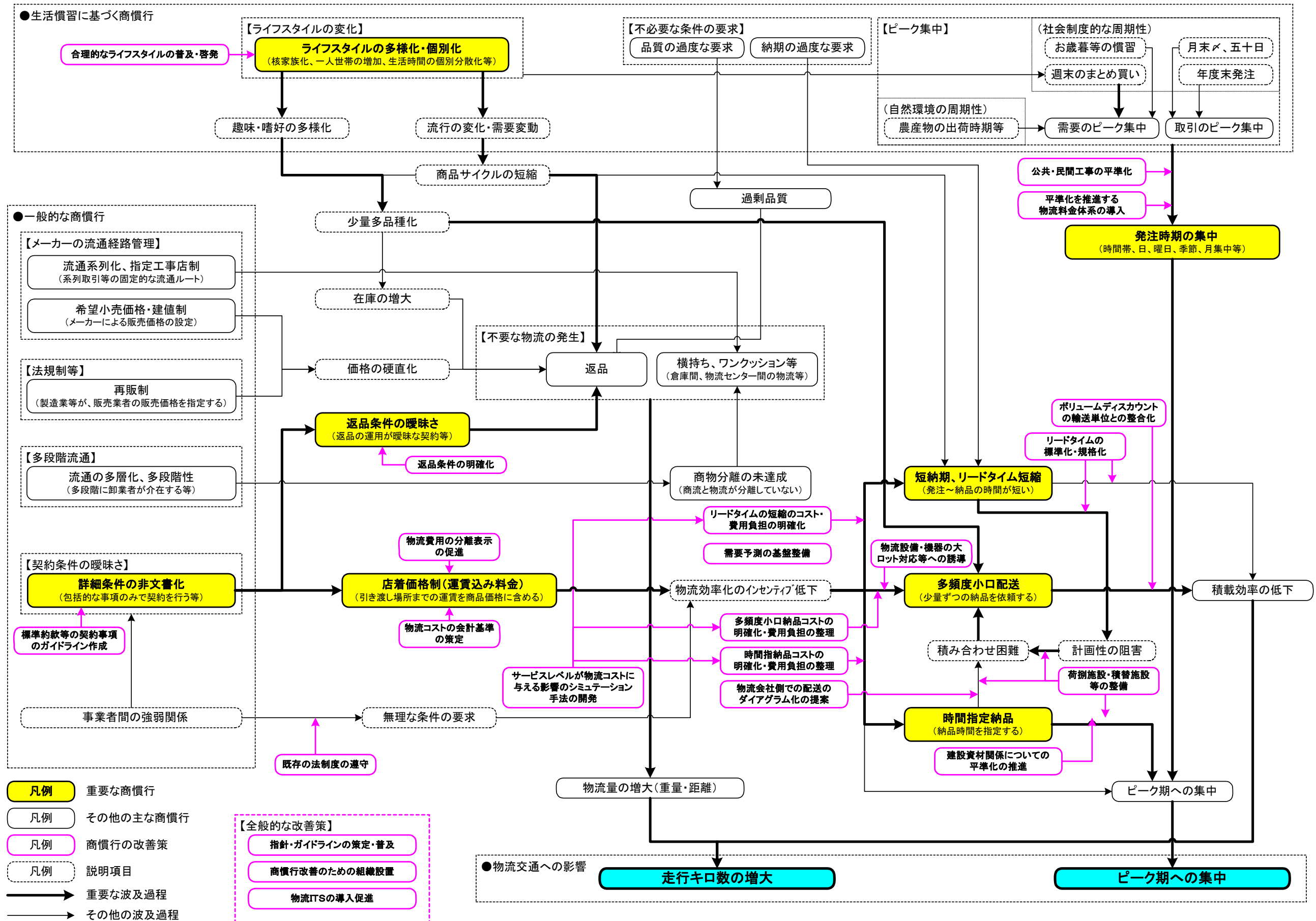
51

設問3-5.親会社のトータル在庫管理への参画について(子会社のみ)(n:75)

- ・「はい」49.3%、「いいえ」48.0%、「分からない」2.7%。

52

図表4-4-1 商慣行が物流交通へ影響を及ぼす波及過程のフローチャート



グリーンサプライチェーン推進委員会
取引条件分科会のミッションと活動内容（案）

0. 委員会のねらい（確認）

製品の規格、設計等の源流段階から調達、生産、販売、回収等の物流プロセスの環境負荷を低減するため、発荷主、着荷主、物流事業者間で問題、課題を共有し、解決の方向性、施策を検討する。さらに必要に応じて企業、行政、団体等の関係者への提言を行う。

1. ミッション

グリーンサプライチェーン推進委員会 取引条件分科会では、第1期活動成果等を踏まえ、環境負荷と経済効率を考慮した物流に係わる取引条件のあり方等の研究を進め、解決の方向性、施策の提言を行うとともに、ロジスティクス環境宣言*1にある「環境負荷低減に取り組む企業を増やす」ため、企業規模等に係らず、発荷主等が、取引条件見直しに取り組む際の有用となるツールを作成することをミッションとする。

*1 ロジスティクス環境宣言・・・第1期ロジスティクス環境会議 第4回本会議において全会一致で採択されたもの。内容は下記のとおり。

「ロジスティクス環境宣言」

- ① 自らの環境負荷を低減する
- ② 環境負荷低減に取り組む企業を増やす
- ③ 情報を発信し、循環型社会の形成に寄与する

2. 活動内容

- 1) グリーンサプライチェーン推進マニュアル —多頻度小口配送見直し推進チェックシート—（仮称）の作成

発荷主が、自社の物流に係る取引条件を変更する際には、①発荷主の物流部門での問題発見、改善施策立案、②営業部門等の自社関連部門への提案、調整及び改善施策修正、③着荷主等の他社への提案、調整という流れが想定される。第1期から調査、検討をすすめているとおり、③にある着荷主側に理解を求めることは不可欠であるが、一方で、多くの企業において、物流部門の地位が他部門と比較すると相対的に低い（と言われている）ことや物流部門の子会社化等から、（取引条件の変更のみならず、物流に関わる改善の提案等について）②がうまくいかない、もしくはそもそも②を実施していないことが考えられる。

そこで、発荷主の物流部門が、ある取引条件を変更する際のプロセス（③のみならず、①、②含めて）をマニュアル形式としてまとめることを本分科会の活動内容として提案したい。

（なお、物流事業者については、発荷主—着荷主間の取引条件によって自社の環境負荷低減が進まない区間等に関しては、発荷主とともに（発荷主と連携、協力し）上記プロセスを実施することで取引条件の変更が可能となるようなマニュアル作成を行いたい。）

なお、副題は、「多頻度小口配送見直し」となっているが、取引条件全般のマニュアル作成となると、想定されることが多岐にわたることから、ここでは、ある特定の取引条件を取り上げて、改善プロセスの作成を行ってはどうかと考える。

- 2) 調査範囲の拡大（物流部門、自社他部門及び着荷主）

上記マニュアルを作成するにあたり、営業部門や着荷主の物流及び物流分野における環境負荷低減についての認識の把握も必要となることから、ヒアリング調査、もしくは委員会にスピーカーとして招き、調査を実施したい。

以 上

グリーンサプライチェーン推進委員会
取引条件見直しの推進シナリオ（第1期調査結果）とマニュアル（第2期活動内容）（案）
との関係について（案）

1. 推進シナリオ（第1期調査結果）について

第1期ロジスティクス環境会議の省資源ロジスティクス推進委員会の成果物である「取引条件見直しによる物流の環境負荷低減効果に関する調査報告書」の中で、取引条件見直しの推進シナリオを提案している（資料2-1及び図表1左列）。

ただし、同シナリオは、ある企業における取引条件の見直しのシナリオを記載したものではなく、産業界全体（企業、行政、団体等）に対しての提案となっている。また、サポート体制の中に、「取組み手法を解説したマニュアルの作成」の必要性をあげている。

2. マニュアル（第2期活動内容）（案）について

今回、取引条件分科会における活動内容として提案しているマニュアルについては、図表1のとおり、推進シナリオの一部項目を含みつつ、資料3-1に記載のとおりある企業の物流部門において、具体的に取組みを進める際に参考となるマニュアルとしたい。

図表1 推進シナリオ（第1期成果物）とマニュアル（第2期作成ツール）の関係

推進シナリオ（第1期成果物）	マニュアル（第2期活動内容）（案）
<p>■気づき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷低減、物流コスト削減に有効な取引条件見直しに関する気づき 	<p>（■物流部門での把握）</p>
<p>■可視化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービスレベルが物流コスト、環境負荷に与える影響を把握 ・環境負荷低減、物流コスト削減のための見直し例の利用 	<p>0 輸送の確認 I PLAN策定</p>
<p>■方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社内外における物流会議等の横断的な組織を設置 ・物流費用の分離化への取組 ・ボリュームディスカウントの輸送単位との整合化 ・物流に関わる標準的契約書の普及 	<p>I PLAN策定 II DO（1）営業部門との調整 ↓ DO（4）着荷主への提案</p> <p>（・取引条件見直しのための必要条件ではないため、ここでは記載しない）</p> <p>I PLAN（3）において、物流部門で検討</p> <p>（・取引条件見直しのための必要条件ではないため、ここでは記載しない）</p>
<p>■サポート体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供等のサポート体制の確立 ・取組み手法を解説したマニュアルの作成 ・環境にやさしい着荷主企業リストの作成、公表 ・取引条件の見直しによる物流改善に対するインセンティブ 	

グリーンサプライチェーン推進委員会
グリーンサプライチェーン推進マニュアル―「多頻度小口配送見直しチェックシート」―の大項目（案）

0 輸送の確認

自社すべての物流に関して、そもそも無駄な物流がないか確認)

I 計画 PLAN ～実施可否までのオプション構築～

- (1) 実態データ把握
- (2) 対象ルート選択
- (3) “大ロット化”の具体的な方策検討、立案
- (4) 物流部門責任者の了承

II 実行 DO ～計画から実施までのプロセス～

- (1) 営業への提案、調整
- (2) 経営層への報告/判断
- (3) 輸送事業者との調整
- (4) 顧客との調整
- (5) 実施に向けた準備
- (6) 実施

III 確認 CHECK ～実施後の進捗把握とフォローアップ～

- (1) 実施状況の把握
- (2) 目的達成度の検証
- (3) 問題点や課題の把握
- (4) 改善取組案の策定
- (5) 経営報告

注1 第1期ロジスティクス環境会議 源流管理による環境改善委員会作成の「ロジスティクス源流管理マニュアル ver. 2～モーダルシフト推進チェックシート」をベースに上記を作成（参考資料1-3参照）

注2 範囲としては、自社物流部門での検討までをPLANとし、自社営業部門との調整からをDOと位置づけている。

以 上

グリーンサプライチェーン推進委員会 源流管理分科会のミッションと活動内容（案）

0. 委員会のねらい（確認）

製品の規格、設計等の源流段階から調達、生産、販売、回収等の物流プロセスの環境負荷を低減するため、発荷主、着荷主、物流事業者間で問題、課題を共有し、解決の方向性、施策を検討する。さらに必要に応じて企業、行政、団体等の関係者への提言を行う。

1. ミッション

グリーンサプライチェーン推進委員会 源流管理分科会では、第1期活動成果を踏まえ、循環型社会を実現するロジスティクス構築をより積極的に進め、ロジスティクス環境宣言（*1）にある「環境負荷低減に取り組む企業を増やす」ため、企業規模等に係らず荷主企業、物流事業者等が環境負荷低減に取り組む際に有用となるツールを作ることをミッションとする。

*1 ロジスティクス環境宣言・・・第1期ロジスティクス環境会議 第4回本会議において全会一致で採択されたもの。内容は下記のとおり。

「ロジスティクス環境宣言」

- ① 自らの環境負荷を低減する
- ② 環境負荷低減に取り組む企業を増やす
- ③ 情報を発信し、循環型社会の形成に寄与する

2. 活動内容

具体的には、輸送効率化やリバースロジスティクス構築を念頭においた上で、源流管理（*2）の視点からロジスティクス分野に関する環境負荷低減のためのチェック項目の策定を行うこととする。（LEMSマニュアルの項目や評価基準の見直し等）

*2 源流管理・・・本来的には、製品設計や製品材料から環境負荷を考慮した活動を進めることとなっているが、物流においても環境負荷発生源であるという認識のもと、それを最小限にとどめるべく管理すべきであるという考え方

以 上

環境調和型ロジスティクス調査（LEMS）とLEMSチェックリストについて

1. 環境調和型ロジスティクス調査（LEMS）とは

環境調和型ロジスティクス調査（Logistics Environmental Management System、以下「LEMS」）は、もともと1999年に経済産業省の委託によりJILSが実施した「環境調和型物流システム構築に関する調査」にさかのぼる。当時の調査では、物流活動に起因する環境負荷軽減のための環境調和型物流マネジメントシステムの標準化と認証制度の導入に向けた検討が行われていた。その後、環境負荷低減に軸足をおき、後述するチェックリストの策定や環境パフォーマンスの標準的算定手法等の検討等が行われている。

2. LEMSチェックリストとは

2001年度に経済産業省の委託によりJILSが実施した「環境調和型ロジスティクスの普及に関する調査」において、環境負荷低減を意識したロジスティクスに取り組む企業を増加させることを目的に、企業が当該活動を進めるためのガイドラインとなるLEMSチェックリストの作成等を行った。

具体的には、企業の環境報告書などに記載されている、ロジスティクス分野における環境負荷低減事例を収集・整理し、135のチェック項目を設定した。

その後、2003年度にJILSが実施した「環境調和型ロジスティクス調査」において、チェック項目の改定が図られ、111項目となった。

なお、2003年度環境調和型ロジスティクス調査報告書のP163において、「今回の修正は、最新事例の追加と整理に留まっているが、今後は、さらに企業が使い易いマニュアルになるように、分類体系の見直し等の修正が必要である」とまとめられている。

3. LEMSチェックリストの構成

LEMSチェックリストは、下記の構成となっている。

1) 方針

1.1 全社的な取り組み

- ①環境意識の向上（17）
- ②公害の防止・軽減（2）

1.2 環境に配慮した製品開発・生産体制

- ①強度の変更（1）
- ②容積の変更（2）
- ③重量の変更（1）
- ④材質の変更（1）
- ⑤生産と物流の同期化（5）

1.3 商取引の適正化

- ①ロットの適正化（2）
- ②頻度・時間の適正化（4）
- ③返品・回収の適正化（3）

1.4 ネットワーク設計

- ①立地戦略（1）
- ②モーダルシフトの推進（2）

1.5 情報化・標準化

- ①情報化の推進（1）
- ②データコンテンツの標準化（2）
- ③スペック・サイズの標準化（2）

1.6 共同化

- ①共同輸配送の実施（1）
- ②保管施設の共同化（1）

2) 活動

2.1 包装の見直し

- ①包装資材の廃止・スリム化（7）
- ②リユース、リサイクル（6）
- ③環境負荷の低い素材を使用（6）
- ④低公害機器の導入（2）

2.2 輸配送の見直し

- ①輸配送計画の見直し（6）
- ②積載率の向上（5）
- ③整備・点検・安全管理（2）
- ④エコドライブ（5）
- ⑤低公害車両の導入（4）

2.3 荷役・保管・流通加工の見直し

- ①機器導入・運用の工夫（5）
- ②施設設計・レイアウト（11）
- ③物量の平準化（3）
- ④資材削減・変更（3）

*カッコ内の数字は項目数を意味する。

以 上

記入日		所属		氏名	
-----	--	----	--	----	--

記入例

環境調和型ロジスティクスの取組(チェック項目)				業種別取組状況(2002調査結果)						チェック欄						環境パフォーマンスの算定		評価	記入欄
方針	1.1 全社的な取り組み	①環境意識の向上	1	企業の環境方針の中に、ロジスティクス分野に関する方針・目標を策定している。	製造業	卸売業	小売業	****	その他	実施中	今後実施	検討中	実施しない	該当しない	わからない	の算定	ステークホルダーに対する社会的責任(GSR)を果たすために、環境意識を向上させているか。	A	
					◎	○	○	○	◎	■	□	□	□	□	□				
					◎	○	○	○	◎	■	□	□	□	□	□				

【2002年度調査結果】 回答企業数:318社
 ◎:80%以上の企業が実施している方策 ○:50%以上の企業が実施している方策
 ●:今後実施企業が増えると思われる方策 △:実施している企業が少ない方策
 -:対象外とする企業が多い方策 無印:2002年度調査対象外の方策(新規で追加した方策)

【評価基準】
 A.積極的に取り組んでいる B.さらに取り組みが必要
 C.取り組んでいない D.該当しない

記入欄

環境調和型ロジスティクスの取組(チェック項目)				業種別取組状況(2002調査結果)						チェック欄						環境パフォーマンスの算定		評価	記入欄	
方針	1.1 全社的な取り組み	①環境意識の向上	1	企業の環境方針の中に、ロジスティクス分野に関する方針・目標を策定している。	製造業	卸売業	小売業	****	その他	実施中	今後実施	検討中	実施しない	該当しない	わからない	の算定	ステークホルダーに対する社会的責任を果たすために、環境意識を向上させているか。			
					◎	○	○	○	◎	□	□	□	□	□	□					
方針	1.1 全社的な取り組み	①環境意識の向上	1	企業の環境方針の中に、ロジスティクス分野に関する方針・目標を策定している。	◎	○	○	○	◎	□	□	□	□	□	□					
			2	環境委員会や環境部門で、ロジスティクス分野における方針・活動が検討されている。	◎	○	◎	●	◎	□	□	□	□	□	□	□				
			3	海外拠点を含めて、ロジスティクス分野における環境対策を実施している。								□	□	□	□	□	□			
			4	ロジスティクス分野における環境に対する取り組みを環境報告書や環境レポート等に記載している。	●	△	●	△	-			□	□	□	□	□	□			
			5	社員へ環境に関連した啓発活動(人材育成)を行っている。	◎	○	○	○	◎			□	□	□	□	□	□			
			6	ロジスティクス分野において、法令遵守(各種リサイクル法、過積載輸送の防止など)している。	◎	○	◎	◎	◎			□	□	□	□	□	□			
			7	ロジスティクス分野において、環境会計を取り入れている。	○	△	△	△	◎			□	□	□	□	□	□			
			8	事務所や物流拠点で、ISO14000を取得している。	◎	○	△	●	◎			□	□	□	□	□	□			
			9	物流拠点でゼロエミッション活動を実施している。								□	□	□	□	□	□			
			10	エコアクション21(環境省)を使用あるいは参考している。								□	□	□	□	□	□			
			11	グリーン経営推進マニュアル(トラック運送事業者、倉庫・港運関係事業、内航海運業)を使用あるいは参考している。								□	□	□	□	□	□			
			12	ロジスティクス分野の環境パフォーマンスを算定している。								□	□	□	□	□	□			
			13	ロジスティクス分野の環境パフォーマンスを経営指標として取り入れている。								□	□	□	□	□	□			
			14	ロジスティクス分野のLCAや、環境統合化指標を導入している。								□	□	□	□	□	□			
			15	取引先、グループ企業、業界団体(自主行動計画など)と共同で取り組んでいる								□	□	□	□	□	□			
			16	環境に配慮している企業を取引先として選定している(インセンティブを与えている)。	○	○	●	○	○			□	□	□	□	□	□			
			17	物流拠点の周辺住民と共に、環境負荷の軽減に向けた取り組みを実施している。								□	□	□	□	□	□			
		②公害の防止・軽減	18	騒音・振動の防止、軽減に努めている。	◎	◎	◎	◎	◎	□	□	□	□	□	□					
			19	大気汚染の防止、軽減に努めている。	◎	○	○	◎	◎	□	□	□	□	□	□					
				その他						□	□	□	□	□						
方針	1.2 環境に配慮した製品開発・生産体制	①強度の変更	20	包装資材の削減を考慮して、製品を開発(製品強度を高めるなど)している。	○	-	-	-	-	□	□	□	□	□	□					
				その他							□	□	□	□	□	□				
		②容積の変更	21	輸送効率や包装資材の削減を考慮して、製品を開発している。	◎	-	-	-	-	-	□	□	□	□	□	□				
			22	ユニットロード(サイズ)を考慮して、製品を開発している。	○	-	-	-	-	-	□	□	□	□	□	□				
					その他						□	□	□	□	□	□				
		③重量の変更	23	製品や製品包装(びん、チューブなど)を軽量化している。	○	-	-	-	-	-	□	□	□	□	□	□				
				その他								□	□	□	□	□	□			
		④材質の変更	24	再利用・再利用可能な素材を用いた製品の開発に努め、廃棄物発生による静脈物流量を抑制している。	○	-	-	-	-	◎	□	□	□	□	□	□				
				その他								□	□	□	□	□	□			
		⑤生産と物流の同期化	25	輸送に合わせて、出庫時間を調整できる生産体制を導入あるいは構築している。							□	□	□	□	□	□				
	その他									□	□	□	□	□	□					

LEMSチェックリスト 追加、修正、削除記入シート 記入例

貴社名(〇〇〇〇) 氏名(●●●●)

適用(○をつけてください)			LEMS No.	内容、理由等
追加	修正	削除		
○				・積載率や保管効率向上の視点から包装材の強度等を改善している
	○		2	・環境委員会や環境部門等で、ロジスティクス分野における方針活動が検討されている。 (理由) 物流部門で検討されている場合も想定されるので
		○	34	返品物流削減の1方策ではあるが、商流よりの施策だと思うから

* 行の追加、行幅長の変更等、適宜行っていただいてもかまいません。

**第2期ロジスティクス環境会議
グリーンサプライチェーン推進委員会 2006年度活動スケジュール（案）**

1. 事前アンケートの実施（2006年9月5日～9月14日）
 グリーンサプライチェーン推進委員会登録メンバー企業の環境負荷低減施策、改正省エネ法対応、及び当委員会活動テーマの中で関心のあるテーマに関するアンケートを実施

2. 委員会開催

	開催日時	内容
第1回	2006年10月6日（金） 10：00～12：00 （2時間）	・委員長、副委員長紹介 ・グリーンサプライチェーン推進委員会の役割確認 ・2006年度活動内容（案）審議 ・（含むアンケート結果公表）
第2回	2006年11月10日（金） 15：00～17：30	
第3回	2007年1月 日	
第4回	2007年2月 日	・第2回本会議報告内容（アウトプット）（案）確認

3. 「取引条件」分科会

	開催日時	内容
第1回	2006年11月10日（金） 15：00～17：30	・取引条件分科会のミッションと活動内容確認 ・荷主と物流事業者の最近の動向等に取引条件等についての最新動向について
第2回	2007年1月 日	
第3回	2007年2月 日	・第2回本会議報告内容（アウトプット）（案）確認

4. 「源流管理」分科会開催

	開催日時	内容
第1回	2006年11月10日（金） 15：00～17：30	・源流管理分科会の役割確認 ・LEMSチェックシート及びその他関連項目について
第2回	2007年1月 日	
第3回	2007年2月 日	・第2回本会議報告内容（アウトプット）（案）確認

以上